

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

当法人では、女性の職業生活における活躍に関する取組の推進等を図るため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次のとおり策定する。

1. 計画期間 2026年4月1日～2029年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1 全教職員に占める女性割合を40%以上とする

<対策> 2026年4月～

- ①面接官に対し、性別による先入観を排除するための、公正採用選考に関する各種資料を配布・研修する。
- ②改正育児・介護休業法（2025年施行）に対応した学園の両立支援制度（時差出勤等）について、対象者だけでなく全教職員を対象とした研修資料の配布や説明資料の提供を行い、利用を促進する。その活用実態や事例を具体的に採用サイト等で公表することで、本学園の「働きやすさ」を可視化し、女性応募者の増加を図る。あわせて、柔軟な働き方の推進により、ライフステージによる離職を防止する。

目標2 全職員の残業時間を月平均5時間以内に抑える

<対策> 2026年4月～

- ①残業時間を可視化し、共有すること等を通じて、残業時間の抑制に向けた職員の意識を高める。
- ②長時間労働が常態化している部署に対しては、ヒアリング調査を行い、当該部署及び職員の業務分担の見直し並びに業務のスリム化を推進する。

目標3 女性の健康上の特性に関する理解促進を図る

<対策> 2026年4月～

- ①女性の健康上の特性に関する基礎的な知識や制度について、研修資料の配布や説明資料の提供を行う。